

# 社会福祉法人檀原市社会福祉協議会評議員の報酬等に関する規程

制定 平成28年12月22日議第7号

改正 令和7年3月28日議第23号 令和7年6月25日議第6号

## (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人檀原市社会福祉協議会定款第10条の規定により、評議員の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (報酬)

第2条 評議員の報酬は、これを支給しない。

## (費用弁償)

第3条 評議員がその職務のため旅行したときは、社会福祉法人檀原市社会福祉協議会旅費規程の規定を準用し、旅費に相当する額を費用弁償として支給する。

2 評議員がその職務のため評議員会その他の会議に出席したときは、1回につき1,000円を費用弁償として支給する。

3 前項に規定する費用については、評議員が檀原市の一般職の職員その他これに準ずる者として会長が認めるものである場合は、これを支給しない。

## (費用弁償の支給方法)

第4条 費用弁償は、本人から申出があった場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

## (公表)

第5条 会長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第1項第2号の規定により、評議員に対する報酬等の支給の基準として、この規程を公表するものとする。

## (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経なければならない。

## (その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則（平成28年12月22日議第7号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日議第23号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月25日議第6号）

この規程は、令和7年7月1日から施行する。